

## 11月は「ちば国保月間」です

申国国民健康保険制度のこと 住民課国保年金班 ☎84-1214  
国民健康保険税のこと 税務課収納対策班 ☎84-1212

### ●特別な事情もなく国民健康保険税を滞納すると

- ・督促を受けたり、延滞金が加算されます。
- ・納期限から1年を過ぎてても未納となっている場合は、「資格確認書(特別療養)」または「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)(特別療養)」が交付されます。この場合、医療費はいったん全額自己負担となります。

※やむを得ない事情で納付が困難な場合は、税務課で納付相談を行っています。未納のままにせず、お早めにご相談ください。

### ●非自発的失業者の国民健康保険税の軽減

非自発的な理由で失業(倒産・解雇・雇止めによる離職)し、ハローワークで雇用保険の受給手続きをした65歳未満の方は、申請により国民健康保険税が軽減される場合があります。

#### 必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
- ・国民健康保険「資格確認書」または「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」
- ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

### ●医療費の一部負担金の減免・徴収猶予制度

災害などの特別の事情により、生活が一時的に厳しくなり、医療費の一部負担金(自己負担分)の支払いが困難な場合は、申請により減額、免除、または一定期間支払いを猶予する場合があります。詳しくは、住民課国保年金班へお問い合わせください。

### ●ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師に相談してください。



ちばこくほマスコット  
キャラクター「ちーこちゃん」

## 11月は「ねんきん月間」です

国千葉年金事務所 ☎043-242-6320

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、みなさんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

『ねんきんネット』を利用すると、自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、自身の年金記録をもとに試算をすることができますので、この機会に

ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。千葉年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構  
ホームページはこちら→



## 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(ナビダイヤル)

※050から始まる電話からは ☎03-6630-2525

国民年金保険料は、納付した全額が所得税及び住民税等の社会保険料控除の対象となります。(令和7年1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。)

また、ご家族の国民年金保険料を納付した場合には、納付した方が社会保険料控除に加えることができます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。

令和7年中に納付した国民年金保険料を証明する「社会保険料控除証明書」が、日本年金機構から送付されますので、大切に保管してください。

※発行スケジュールは右表のとおりです。

| No | 対象                               | 送付方法 | 発送時期        |
|----|----------------------------------|------|-------------|
| 1  | 令和7年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方     | 郵送   | 10月下旬～11月上旬 |
| 2  | 1のうち、「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録を行った方 | 電子送付 | 10月中旬～下旬    |
| 3  | 令和7年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した方   | 郵送   | 令和8年2月上旬    |
| 4  | 3のうち、「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録を行った方 | 電子送付 | 令和8年1月上旬    |